

第5部－第4 生活支援の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
就労支援事業による 就労者数	55人	70人	70人	70人

生活保護の就労支援プログラムに基づく計画期間中の新規就労者数を示す指標です。自立支援プログラムを拡充することで被保護者の就労による自立助長を図ります。

II 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 生活保護

(1)生活支援の充実	※ ①生活保護の適正実施
	※ ②生活保護実施体制の整備
	③相談体制の充実
(2)自立支援の充実	◎ ①自立支援プログラムの拡充
	②就労支援の充実

2 生活のセーフティーネット

(1)生活環境の整備	◎ ①買物環境の整備 (「第2部－第4 商業環境の整備」参照)
(2)生活基盤の支援	※ ①社会福祉協議会との連携
	※ ②「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施
	③生活資金の融資あっせん (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	④中国残留邦人等への地域生活支援
(2)自立支援の促進	◎ ①就職面接会・就職支援セミナーの開催 (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	◎ ②子ども・若者支援施策の推進 (「第6部－第1 子どもの人権の尊重」参照)
	※ ③高齢者就業支援事業の推進 (「第2部－第5 消費生活の向上」参照)
	④ひとり親家庭の自立に向けた支援 (「第6部－第2 子育て支援の充実」参照)
	⑤緊急雇用創出事業の推進

3 国民年金

(1)年金加入の促進	①相談等の充実
(2)年金制度の改善	①年金制度の充実要請

4 医療保険

(1)国民健康保険事業の運営	①保険財政の健全化
	②保険税の収納率の向上
	③医療費の適正化

	④特定健康診査等による糖尿病を筆頭とした生活習慣病予防の推進 (「第5部－第5 健康づくりの推進」参照)
(2)後期高齢者医療制度の適切な対応	①後期高齢者医療制度の適切な対応

5 推進体制の強化

(1)関係機関等とのネットワーク強化	◎ ①相談窓口機能・連携の強化
	◎ ②関係機関との連携強化

Ⅲ 主要事業

1－(2)－① 自立支援プログラムの拡充

受給者への総合的、組織的な対応を図るため、平成 22 年度に定めた自立支援プログラム実施要綱に基づき、ハローワーク等と連携した就労支援をはじめ、精神障がい者等の社会生活や日常生活の自立支援を、自立支援員の活用や関係機関との連携により実施します。

5－(1)－① 相談窓口機能・連携の強化

5－(1)－② 関係機関との連携強化

市が実施しているセーフティーネット機能を果たす諸施策のより一層の周知を図るために、情報を一元化するための窓口の連携強化を図ります。また、就労支援や融資等の公的制度の活用のための窓口機能を充実させます。

さらに、生活困窮者等への支援の拡充へ向け、ハローワーク等関係機関との連携を強化するとともに、国や東京都に対し、支援の継続的実施のための要請をします。

Ⅳ 推進事業

1－(1)－① 生活保護の適正実施

年金・資産調査員(自立支援員)による収入状況の把握や年金申請の支援及び診療報酬明細書の点検強化等により医療扶助の適正化を図り、生活保護の適正実施をより一層推進します。

1－(1)－② 生活保護実施体制の整備

生活保護の適正実施並びに関係機関との連携を図りながら効果的、総合的に自立を支援するために、実施体制を整備、推進していきます。

2－(2)－① 社会福祉協議会との連携

2－(2)－② 「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施

社会福祉協議会との連携を強化し、生活保護世帯を除く低所得世帯への応急援護資金貸付制度や生活再建のための生活福祉資金制度など、低所得者を救済する制度の周知及び活用を促します。それとともに、離職により住居を喪失または失う恐れのある世帯等への家賃の支給を行い、住居の確保を行いつつ就労機会の確保を図る住宅手当緊急特別措置事業の利用を推進するなど、生活保護に至る前の第2のセーフティーネットの活用を図っていきます。

Ⅴ 関連個別計画

・健康福祉総合計画 2022(仮称)